

宮城県市町村合併推進要綱（概要）

第1 要綱の趣旨

この要綱は、現行の「市町村合併特例法」の期限である平成17年3月までの5年間を当面の目標期間として、市町村合併を推進するために策定するものである。

- ① 市町村合併に対する県の基本的な考え方やその支援体制・支援策等を明らかにする。
- ② 市町村や地域の住民等が市町村合併を検討する上での参考や目安となるべき事項を示す。

第2 市町村合併についての本県の基本的な考え方

- 市町村は、その時代の社会経済の情勢に応じて規模を拡大してきた。市町村の区域・規模は、不变ではなく、時代の要請に応じて常に見直されなければならないものである。
- 市町村合併は、地域の一体的な整備、市町村の行財政基盤の強化、住民サービスの充実等を図るとともに、将来にわたる地域の持続的な発展を確保するためには、極めて有効な手段であり、もはや猶予が許されない、検討すべき喫緊の課題である。
- 市町村合併は、関係市町村や地域の住民の主体的な取組により進められるべきものであり、県は、その円滑な推進を図るために、市町村との対等・協力の関係の下、支援体制を整備するとともに、必要な支援措置を講ずる。

第3 市町村を取り巻く現状と課題

1 生活圏の拡大に応じたまちづくり

交通・情報手段が著しく発達した現在、従来の市町村の区域では、生活圏に合わせたまちづくりが、難しくなっている。特に、都市計画など土地利用の分野における行政は、より広い見地から一体的に行われる必要になっている。

2 新たな行政課題に対応するための行政体制の整備

ダイオキシン対策や介護保険など、市町村の事務は、質量ともに大きく変わってきた。新たな行政課題に対応し、住民のための施策をより的確に展開するためには、充実した行財政規模を有する行政体制の整備が不可欠である。

3 少子高齢化の進展に伴う社会構造の変化

本格的な少子高齢化が急速に進み、特に人口規模が小さい市町村ほど、その傾向が強い。人口の減少は、市町村の行財政能力の低下を招き、高齢者数の増加は、医療福祉等の市町村の負担を増大させるなどの課題がある。市町村には、それに対応し得る人的・財政的な基盤の充実が求められている。

4 地方分権の推進

本格化する分権型社会において、市町村には、自ら政策を立案し、地域に説明し、実施することが求められ、そのためには、より高度な能力を備えた職員の確保など、一層の行政能力の拡充が必要となっている。

5 市町村財政の危機的状況

市町村財政は、総じて極めて厳しい状況となっている。市町村は、住民サービスの水準を維持、向上させるためには、限られた財源の中で、より効率的な行政を確立するとともに、既存の市町村の枠にこだわることなく、市町村行政のあり方そのものも見直す必要がある。

6 類似公共施設等の設置（フルセット主義の弊害）

それぞれの市町村ごとに類似する公共施設が数多く設置されており、管理・運営経費の増大による財政の圧迫や職員数の増加などの問題が生じている。一方、市町村間の広域利用も、必ずしもその促進は図られていない状況にある。

7 広域行政の限界

一部事務組合などの広域行政には、市町村間の調整や事務手続に起因する非効率性や非迅速性などが指摘されており、さらには住民に身近でないことなどの制度に内在する限界がある。また、事務処理組織の複雑化、市町村の負担増加などの問題がある。

第4 本県における市町村合併に対する意識

1 高度化・多様化する行政ニーズへの対応に対する意識

	市町村長	議員	担当課長	県民	有識者等
ほとんど対応できなくなると思う	7.0%	6.3%	8.5%	8.1%	16.7%
対応困難なものが増えてくると思う	64.8%	57.7%	62.0%	33.5%	69.4%
ある程度対応可能だと思う	23.9%	26.1%	25.4%	32.4%	11.1%
問題なく対応可能だと思う	2.8%	8.9%	2.8%	11.2%	2.8%

2 市町村合併の必要性に対する意識

	市町村長	議員	担当課長	県民	有識者等
合併する必要がある	15.5%	23.1%	28.2%	16.2%	36.1%
少なくとも合併を検討する必要はある	60.6%	50.6%	57.7%	36.4%	55.6%
合併を検討する必要はない	14.1%	11.9%	11.3%	13.4%	5.6%
合併する必要はない	2.8%	10.8%	1.4%	19.7%	2.8%

第5 市町村合併の効果・メリット

1 地域の一体的なまちづくりによる新たな活力と可能性の創出

合併を契機として、より広い視点からまちづくりが効果的に実施できる。また、合併により強化された行財政基盤の下で、「市町村建設計画」に基づき、計画的かつ一体的なまちづくりが可能となり、さらに、新しいまちづくりを契機として活力と可能性を生み出すことができる。

2 効率的な行政運営

合併により、管理部門を統廃合し、サービス提供や事業実施部門等を手厚くするとともに、中期的には職員数を少なくすることができるなど、人件費の節減が可能となり、行財政運営の効率化が図られる。特に、人口10,000人未満の市町村については、規模の拡大による歳出節減効果が著しい。

3 職員の専門性の向上と組織余力の確保

行政組織の拡大を図れば、様々な専門職員の採用、専任組織の設置とともに、職員の専門性を高める

ことができる。また、組織余力を生み出しやすく、事故や災害等にも適切に対応しやすくなる。

4 住民サービスの充実と住民負担の軽減

行財政規模の拡大により、充実した行政サービスの安定的な提供や、高度で多様な行政サービスの広域的な提供ができる。また、公共施設間の連携、調整による効率性の向上が見込まれる。さらに、水道料金などの住民負担についても、事業効率の向上に伴い、その負担の軽減が可能となる。

5 地域のイメージアップと地域の発展

市制施行など、より大きな市町村となることで、その圏域における存在感が増大し、また、イメージアップも図られる。さらに、合併による基盤整備が進むことなどで、地域の発展可能性も高まる。

6 広域的行政課題の解決

環境問題、観光振興など、広域的な調整や取組を必要とする地域が抱える行政課題について、合併することにより、より広域的な観点から、有効な施策を展開することができる。

第6 市町村合併に対する懸念への対処

市町村合併に対する懸念は、合併に先立つ協議や調整及び合併後の適切なまちづくりなどによって解決し、解消することができる。その検討に当たっては、目先の利害得失に目を奪われることなく、次の世代のための地域づくりを考える必要がある。

1 行政の説明責任と住民参加

住民の声が届きにくくなるとの懸念については、行政広報の充実とともに、行政が説明責任を十分に果たし、住民参加の体制を整備することにより、住民の声を適切に反映することで解消できる。

2 周辺地域のあり方に配慮した均衡ある発展

周辺地域のあり方に配慮した、均衡ある発展が図られるよう、「市町村建設計画」に基づき、新しいまちづくりを進めることが大切である。

3 地域の伝統、特性を活かしたまちづくり

地域の歴史や伝統を貴重な財産として大切にして、魅力あるまちづくりを進めて行くことができる。また、旧市町村名についても、字の名称や小学校などの名称の一部として存続し得る。

4 住民負担の公平性の確保

行政サービス・住民負担の格差については、過去の合併の事例では、サービスは高い水準に、負担は低い水準に調整されることが多い。

5 合併市町村間における財政力等の格差

市町村間には、人口規模や財政力などに差があるが、合併は、関係する市町村が互いにメリットと自らの役割を確認し合い、地域全体の将来像を共同して描くことにより進められるものである。

6 住民サービスの変化と民間団体との協働

合併に伴う住民サービスの変化については、市町村の行政サービスを総合的に判断する必要がある。また、地域社会と市町村の適正な役割分担の下、ボランティアやNPOなどの民間団体の参加と協働が

必要である。

7 合併の効果・メリットの顕在化

合併による効果・メリットは、中長期的に現れてくるものである。それまでの間に、合併市町村と住民が一体となって地域づくりを行う協力関係を構築することによってこそ、合併の効果やメリットは、確実に顕在化するものである。

第7 本県における市町村合併の類型及び組合せ

1 本県における市町村合併の類型

類型	目標
中核都市創造型	地方分権時代における地域の新たな担い手としての役割、また、県土の均衡ある発展の見地から、地方中心都市、とりわけ一定以上の人口を有する中核都市を創造する。
都市移行型	市制移行を契機として都市機能の充実強化を図る。
ポテンシャル開花型	市町村の有するポテンシャル（可能性）を最大限に引き出すこと、又は共通の重要政策課題を解決することを目指す。
連携進化型	市町村が現在の連携を深めることにより、人口・産業構造上の困難な諸条件を克服する。

2 本県における市町村合併の組合せ

本県において市町村合併を推進することが適当である組合せを別紙地図のとおり示す。

第8 市町村合併に対する本県の支援体制の整備

1 「宮城県市町村合併推進本部」の設置

- 本部長：第1順位の副知事
- 副本部長：第2順位の副知事
- 委員：部局長、気仙沼地方振興センター所長及び各地方県事務所長

2 「宮城県市町村合併推進本部」地方支部の設置

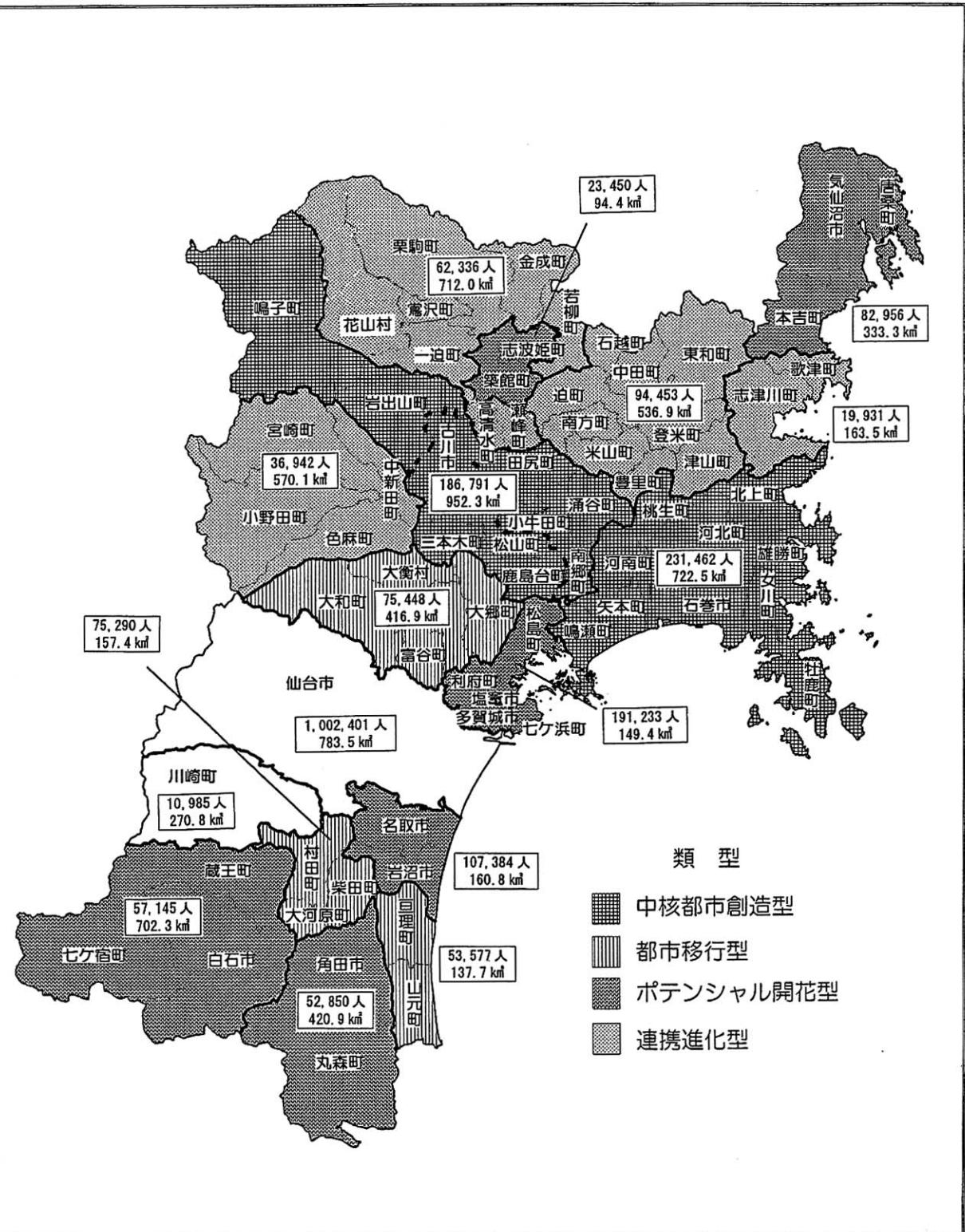
気仙沼地方振興センター又は各地方県事務所ごとに「推進本部」の「地方支部」を設置する。

- 支部長：気仙沼地方振興センター所長又は各地方県事務所長
- 委員：各保健福祉事務所長、産業振興事務所長、土木事務所長等

3 みやぎ新しいまち・未来づくり相談コーナーの運営

気仙沼地方振興センター、各地方県事務所及び総務部市町村課内に設置している「みやぎ新しいまち・未来づくり相談コーナー」については、今後とも適切な運営を図る。

第9 市町村合併に対する本県の支援策 (別紙資料参照)



(注) 1 点線は、最終的な広域合併に至るまでに先行する可能性がある様々な合併の組合せを示す。
 2 網掛けのない市町村については、現段階では、上記の組合せに属し得なかった市町村である。

市町村合併に対する支援策

合併の進捗	必要な支援	県	国
気運醸成 情報提供	住民への情報提供 市町村への情報提供 民間団体への支援	(1) みやぎ新しいまち・未来づくり構想調査研究事業（H10） (2) みやぎ新しいまち・未来づくり実務講座（H12～） (3) みやぎ新しいまち・未来づくり推進事業補助金（公共的民間団体への補助・H12～） (4) みやぎ新しいまち・未来づくりアドバイザー制度（講師等の派遣、斡旋） (5) その他の気運醸成及び情報提供に関する事業 ○ シンポジウム等の開催 ○ 啓発用パンフレットや合併手引書の作成・配付 ○ ホームページ等インターネットによる情報提供	○合併相談コーナー ○都道府県リレーシンポジウム ○ホームページ開設 ○広域行政アドバイザー
合併研究会	研究会の経費の支援 研究会への助言等	(1) みやぎ新しいまち・未来づくり交付金①（額1,000千円限度） (2) 合併研究会への助言及び委員としての参画	
□	⇒ 設置の契機（住民発議制度）		
合併協議会 (任意・法定)	合併準備経費支援 協議会への助言等 建設計画策定支援	(1) みやぎ新しいまち・未来づくり交付金②（①～③を合わせ合併1件当たり5億円を限度） (2) 合併協議会への助言及び委員としての参画 (3) 合併協議会事務局への県職員の派遣 ○ みやぎ新しいまち・未来づくりパートナーシップ事業（後掲・市町村建設計画に掲げる県事業の調整）	○準備経費支援 ・任意→特別交付税措置 ・法定→合併準備補助金
□	まちづくり支援 市制施行等の支援 及び障害除去 その他	(1) みやぎ新しいまち・未来づくり交付金③（①～③を合わせ合併1件当たり5億円を限度） (2) みやぎ新しいまち・未来づくりパートナーシップ事業（市町村建設計画に掲げる県事業の実施） (1) 特例市・市制施行による事務移譲に対する支援 (2) 条例に基づく市となるべき要件の見直し (1) 合併市町村への権限移譲の推進 (2) 県が設定する圏域及び地方機関の所管区域の見直し (3) 合併市町村における公共的団体の合併支援 (4) 各種事業及び補助金等の配慮	○合併特例債 ○合併算定替延長（→15年） ○臨時経費財政措置 ○公債費負担格差是正措置 ○合併市町村補助金 ○市となるべき要件の緩和